

# 論文

## 日本におけるジェンダー統計

—現状、問題、克服の方向—

いとう よういち  
伊藤 陽一

### <キーワード>

ジェンダー統計、性区分のある統計、北京行動綱領、国際動向、

充実度の評価基準、不十分な理由、克服策

### <要旨>

まず筆者が、社会統計学の視角から、今日の統計情勢に照らしてジェンダー統計を重要視していることを述べ、第1節では、北京行動綱領を一部引用しながら、ジェンダー統計について説明した。第2節では、北京女性会議以後の国際的動向を紹介し、第3節では、日本におけるジェンダー統計の充実度合いを検討する際の評価基準を、性区分のある統計表の整備のレベルを区分して説明し、その上で日本の状況を概観して、決して十分とは言えないことを指摘した。第4節では、日本におけるジェンダー統計の発展にとっての問題点として、ジェンダー統計への低い関心、統計生産自体がふくむ困難をあげ、これらを克服する方向として、ジェンダー統計への注目を広げること、性区分のある統計を生産する幾つかの方策、そしてジェンダー統計係の設置の必要等を論じた。

#### はじめに 一 課題と検討視角

1995年に北京で開催された国連第4回世界女性会議（以下、北京女性会議と略称）の後、女性の地位向上をめざす国際的運動は「ジェンダー視点を主流に据える（mainstreaming gender perspective）」ことを目標にし、国連諸機関と各国政府はこの実質化に取り組んでいる[United Nations 1997]。ジェンダー統計（運動）は、この動きの一環として、国際的・国内的統計機関の「統計活動全体にジェンダー視点を据える」ことを目標にしているのであり、政府関連機関をはじめ、女性の地位向上をめざす者、統計関係者が深く受けとめるべきものである。本稿では、このジェンダー統計に関して、第一に、予備的にジェンダー統計について説明し、第二に、北京女性会議前後の国際動向を紹介し、第三に、日本での状況を、評価・検討の基準をふくめて示し、第四に、特に、ジェンダー統計の発展に向けて問題点を指摘し、探られるべき今後の方向を考えることにする。

ジェンダー統計の国際的な推進者は、これまでのところ、国連に結集するか自国と開発途上国でのその発展に熱心な幾つかの国の女性と男性の政府統計家と一部の研究者である。国際的な統計学の世界では、ジェンダー統計をめぐる論議はなおその一角にとどまっている。日本においても、

統計界での取り上げは未だ不十分であり、他方、政府統計家の理解や取り組みは、幾つかの注目すべき動きがあるとはいえ、なお活発とは言い難い。

ジェンダー統計運動は、政府統計家自身がジェンダー統計問題の重要性を理解し、手だてを講じて、政府統計活動全体にその視点を広げ、根付かせるべきことを求めている。この過程で政府統計家と統計利用者の間の対話や協力の必要を強調している。私は大学に籍を置いて統計学（社会統計学）を専門としている。ジェンダー問題の統計分析をめざしている点で統計利用者である。他方で、今日の政府統計活動が置かれている状況、統計の生産をめぐる諸困難や諸手法の開発、特に情報技術の発展の統計活動への影響等を国際的視角から注目している点で統計生産者である政府統計家にも近い。しかし、個々の分野で日々統計生産や配布にたづさわる政府統計家ほどの詳細な知識を持ち合わせてはいない。政府統計活動に理解を持ちつつ、それがより広い利用者の要求に応える形で展開することを願いながら、論議に参加しようとするものである。

私は、国際的・国内的な政府統計活動の置かれている状況、そして数理統計学に重きを置いた形での20世紀における統計学の展開を大きくかえりみ、国際的な統計界での論議や取り組みについて、次のような認識を持っている。(i)

統計や統計学が、今日の地球社会がかかえる環境・社会・経済問題に対する国際的な取り組みに寄与すること、そして統計の重要性への理解と支持を広い国民から取り付けることが一層必要になっている。(ii)このためには統計学は、まず、環境・社会・経済問題があることの認識の上に、統計がこれを写し出し、政策の形成と政策の効果の評価に寄与するものであることを根本の認識とし、統計教育もこれを基礎に編成されるべきである。(iii)実際の国際的な統計活動は、21世紀に向けて、経済中心の統計活動の限界を認識して、社会統計に広く注目しなければならないという認識を強め、上の(i)と(ii)を必要としている。

ここでの主要な社会問題のひとつがジェンダー問題であることは国際的認識になっている。私は、これに取り組むジェンダー統計は、上述の要請に応え、深めるものとしても重視するべきと考えている。

私のこの見解は、いわゆる統計学において社会問題や社会科学に対応する社会統計学的枠組みと数理統計学的な枠組みの二つのうちの数理統計学を排除するものではない。自然科学や工学や生産の多くの分野で数理統計学的思考と手法が不可欠なことは確かだし、社会・経済問題の研究そして実際の統計活動でも個別の領域に関しては所を得て活用されるべきである。しかし、社会・経済問題の統計による把握や研究、そして政府統計活動をめぐる諸問題を検討するには、社会統計的枠組みを基礎におくべきである。この点が明確でないため、社会・経済問題の統計による検討や政府統計をめぐる論議は体系性を欠いており、統計による社会観察や政府統計活動の重要性などを重点におくべき統計教育も、社会統計的枠組みを基礎におかず、確率や数理を出発点におくことで、情報化社会における最も根本的な知識の教育・普及を弱めている、というのが私の把握である。

## 1 行動綱領とジェンダー統計

1995年の北京女性会議で採択された行動綱領（以下「行動綱領」と略称する）には、ジェンダー統計という用語とともに、関連する条項が数多くある。これらの一部をふりかえりながら、ジェンダー統計について予備的な理解をうることにしよう。

### (1) 「行動綱領」[UN,1995]

「行動綱領」は周知のとおり、全体としては緊急を要する重大関心分野として、貧困、教育、保健サービス、暴力、迫害・武力・紛争、経済構造・政策・生産過程へのアクセスと参加の不平等、権力・意思決定・政策決定での不平等、女性の地位向上推進のための仕組みの不十分、人権、メディア、環境、女児に対する暴力と権利侵害、をあげている。その上で、ジェンダー統計に関して、特にH.3「企画と評

価のための性別データと情報の作成と配布」を中心に多くを定めている[杉橋,1996]。

「行動綱領」は、一般的に、性区分を持つ統計の生産・配布とそのための統計の体制づくりと、特に重点を置くべき分野を論じている。その幾つかを再確認してみる。

その206項では、国際的・国内的統計機関が、

「(a)個人に関する統計が、性別と年齢別に収集・編集・分析・提示され、社会における女性と男性に関する問題、課題および疑問を反映するよう保証すること。

(b)政策と計画の企画と実施に利用するため、年齢、性、および社会・経済的指標、および扶養家族数をふくむその他の関連指標による区分を持つデータを、定期的に収集し、編集し、分析し、配布すること。

(c)女性学と女性研究のセンターを、ジェンダー分析を強化するために適切な指標と調査方法を開発し試験することと行動綱領の目標の実施を監視し評価することに関与させること。

(d)ジェンダー統計計画を強化するためにスタッフを指名し任命し、統計業務のすべての分野を調整し、監視し、連携することを保証し、様々な領域からの統計を総合した生産物を用意すること」を求めている。

また207項では、政府に対して、

「(a)女性と男性に関する主題についてのデータを示し説明するジェンダーに関する統計出版物を、広い非専門的利用者に適した形で定期的に発行することを保証すること。

(b)各国の統計の生産者と利用者が、政府統計システムの妥当性とジェンダー課題をとりあげているかを定期的に検討することを保証し、必要な場合には、必要とされる改善のための計画を用意すること。

(c)公的および民間の両部門で上級の意思決定の地位にある女性と男性の数をふくめて、社会における権力と影響力の共有に関する質的・量的調査を、研究機関、労働組合、使用主、民間部門と非政府組織において発展させ、奨励すること。

(d)政策の策定、計画とプロジェクトの実施において、よりジェンダー・センシティブなデータを使用すること」を求めている。

208項では、国連に対して、暴力、人権、経済・文化・政治的開発に関するデータや統計手法の開発、世界の女性の5年毎の出版、ジェンダー政策や計画での各国支援、国際的および各国での進展に関する国連統計部とインストローによる報告、データ、出版物が女性の地位委員会に定期的かつ調整された形で提出されるよう保証すべきこと、を定めている。

ジェンダー統計収集のための概念や方法の発展・改善をふくめて、特に強調されている分野は、インフォーマル・

セクター、無報酬労働と国民勘定体系（国民経済計算）、生活時間、資源へのアクセス、貧困、性と再生産、女性にたいするあらゆる形の暴力、参加、人権等である。

## （2）ジェンダー統計

このように「行動綱領」で求められている統計に関して、より深く論じているのがジェンダー統計である。最近の経過については後にふれるが、ジェンダー統計への国連を中心とする取り組みには、20年あまりの長い歴史がある[伊藤,1994]。ここではジェンダー統計とは何かについて、ごく簡単に見ておこう。

ジェンダーという英語の翻訳と説明には、日本をふくめて本来的にこれに対応する言語を持たないか、違う意味を持っている国では、一定の努力を要している。しかし、この用語は国連レベルでは定着しており、「行動綱領」にもふんだんに使われている。日本語ではカタカナ表現を使うという便宜があるので、ここでもこれを前提して、その意味を少々語るにとどめる。

性 (sex)が、単に生物的な女性と男性の差であり、その特徴は変わらないのに対して、ジェンダー(gender)は、社会的（イデオロギー、歴史、文化、宗教、民族、経済など）に作り上げられた女性と男性の違いや関係であり、この差は社会の在り方次第で変化する。男らしさ、女らしさ、男と女の社会的役割などが語られる場合、その内容の大部分は社会的に作られている。これが性別の社会的差別や格差につながっているので、女性の地位向上をめざす動きの中で主要な用語になってきた。ジェンダーという用語で注意すべきは、単に「女性の」問題や「女性への」差別をさすのではなく、これに関わる男性の問題や差別関係の中での男性の在り方をも同時に問題にしていることである。

一方で統計とは、まずは、統計数値（統計データ・資料）を意味する。統計は現実社会の集団的または代表的な数量的側面を写し出した材料（=写真）である。統計は数字データなので、「非常に少ない」とかのあいまいな形でなく、「閣僚23人中女性は1人、すなわち約4%」と具体的で正確な把握をもたらし、世界ランキングをつくるなど数量比較をも可能にする。また、統計は集団についての数値として合計数であるので、「誰々さんはこうだ」という断片的だったり特殊な理解ではなく、社会総体の把握に力を發揮する。

そして、ジェンダー問題に関わる統計がジェンダー統計である。それは、女性と男性の区分を持ち、さらにジェンダー問題について深い把握を可能にする統計である。

もちろん、他方で、社会・経済現象を統計にとらえる（統計生産）際の概念の歪みや調査の困難次第では、現実に関する歪んだ写真が与えられることについて厳重な注意が必要である。

ジェンダー問題（その集中点としての性差別や格差）の実態はどうか？ 女性と男性の状況は？ 差別や格差を是正する政策をどう作るか？ 政策実施の状況は？ その効果はどうか？ これらすべてにおいて、ジェンダー統計が不可欠なことはいうまでもなかろう。

このジェンダー統計データを中心として、その生産や利用を促進し、それを支える統計体制の整備をめざす動きをジェンダー統計運動、これをめぐる統計理論がジェンダー統計理論である。これらすべてを、広い意味でジェンダー統計といっているのである。

ジェンダー統計運動の国際的推進者であるブリギッタ・ヘッドマンは、その著書にジェンダー統計を「変革の道具」と名づけている [Hedman.B & others 1996]。私は、統計を「変革の武器」と言っても良いと考える。変革のための「道具」や「武器」を使わないで、どうして女性の地位向上・男女の共生に向けての変革を呼び込むことができようか。

## 2 ジェンダー統計の国際的動向

ここでは、北京女性会議前後からのジェンダー統計をめぐる国際的動向を簡単に紹介し、統計への要求とそれへの対応における最近の特徴を指摘してみよう。

まず国連関連機関をみると[United Nations 1997]、国連における統計の中心部局は事務局内の国連統計部である。ここでは、国連統計委員会での検討に対応しながら、1993年に国民勘定体系（国民経済計算）のサテライト勘定として、無償労働の一部を組み込むことを提起した。また、北京会議に向けて第2版『世界の女性－1995年』を出版した[UN,1995]。

国連統計委員会では、そのワーキンググループが各国が公表すべきジェンダー関係事項リストを検討しており[渡辺 1996a]、他方で1990年代半ばの女性会議をふくむ一連の国際会議における統計への要請に対応して、1997年に社会指標のミニマム・データ・セットが提起され承された[UN 1997、渡辺 1997]。

国連機関の中で、ジェンダー統計に最も関わりのあるインストローでは、不払い労働の評価、女性移民等を引き続き検討しており、関連文書を発行している。ごく最近、インターネットのホームページを開設した[法政大学日本統計研究所、1997、INSTRAW 1997]。

国連開発計画では、1995年の人間開発報告書で、ジェンダー問題を特集し、女性の地位に関わる新しい指標を提起している[UNDP,1995]。世界銀行も、採用した「構造調整政策」が結局は格差の拡大をもたらしたことを自認して、その機関誌にジェンダー問題をとりあげ、ワーキングペーパー等でもジェンダー問題をとりあげるようになった。女性の地位委員会は、これらを総括する形で各機関や各国の

取り組みを毎年検討している。

国連地域経済委員会でもジェンダー問題への取り組みは続けられている。アジア・太平洋経済委員会（エスキップ）の統計委員会は、1996年の定例会議でジェンダー統計を議題にし、インドネシアからの報告をもとに論議をした[ESCAP, Committee on Statistics 1996、渡辺,1996b]。エスキップの統計部は、またアジア・太平洋地域の女性と男性に関する統計集を発行した[ESCAP,1995]。私の観察では、エスキップ統計部は、その活動へのジェンダー統計の組み込みに積極的である。

各国もジェンダー統計集の発行をめざし、特に北京女性会議の前後には、実に多くの地域と国について出版があった。特に開発途上国での出版は、国連諸機関—エスキップ、ユニフェム、そしてスウェーデンなど幾つかの国の援助に支えられてのものであった。

統計学会関係では、国際的な統計学関係の最大組織である国際統計協会が2年毎の総会を開催しているが、1993年のフイレンツイエの第49回総会で「ジェンダー統計」のセッションがあり[ISI,1993]、1995年世界女性会議直前に開かれた第50回総会では、おそらく女性会議もあってのことと思われるが特別なセッションはなかった。1997年イスタンブールでの第51回総会では、「ジェンダー区分を持つ統計」のセッションが持たれた[ISI,1997]。1999年の総会では、「センサスにおけるジェンダー統計」のセッションが予定されている。これらのセッション以外でもジェンダー統計を意識した報告が徐々に数を増しつつある。

さらに、ごく最近、ビルギッタ・ヘッドマンとフランチエスカ・ペールーチ（2人は、北京女性会議の際のNGOのジェンダー統計ワークショップの実質的組織者・司会者）とペール・スンドストロームによるジェンダー統計の平易でありながら、すぐれた内容のテキストが出版されたことにも注目すべきである[B.Hedman and others, 1996]。

今日、国連および各国の統計機関は、きびしい財政緊縮や職員減を迫られている。国連機関の場合は、国連統計部から専門機関そして地域経済委員会の統計部門をふくめて、主要国の中の拠出金提供がとどこおる中、プロジェクトの遂行が延期され、また重要な部門の欠員を埋めることができず、その中で増大する多様な統計への要求に応えようとする努力が進められている。各国機関においても、予算削減あるいは機構改革の中での努力がはかれている。このようなきびしい情況は、今日政府統計家あるいは統計研究者の共通の認識であり、この中で増大する統計への要求、利用者へのサービスを強めるための諸手段や実際経験の交換が、国際的集まりや国際的統計誌で行われている。

以上から、ジェンダー統計をめぐる国際的動向を概括すると、第一に、国連諸機関は、非常にきびしい予算制約の

下で、北京女性会議において唱われた「ジェンダー問題を主流におく」ことに熱心にとりくんでいる。

第二に、この一環として、国連は国連統計部とインストローを中心に、自らの管轄における統計生産と各国、特に開発途上国への援助をふくめてジェンダー統計の発展に努めている。

第三に、国際的な統計学会では、目下のところ広い影響を与えていているとはいえないが、国連や政府統計家の報告や論議には、かなりジェンダー視角が入りはじめている。ジェンダーのセッションは継続されようとし、社会問題にそくした統計指標や統計理論の展開が強く求められる中、今後ジェンダー統計をめぐる論議が拡大することは確かであろう。

### 3 日本におけるジェンダー統計

一般に日本の政府統計は、国際的にみて、途上国との比較ではもちろん、先進国の中でも豊かといつてよいだろう。これは、第2次世界大戦後の統計改革、政府統計をめぐる一定の論議の存在、社会の均一性と教育水準の高さ、国民からの協力、そして政府統計関係者の努力の成果である。

そして、人口・厚生統計、労働統計、教育統計は、一定のところまで性区分を持っている。しかし、日本のジェンダー統計が、現状のとおりでよいということでは決してない。

この点は、男女平等参画問題関係者および政府統計関係者において、「日本の統計は性別表示が行われているので、ジェンダー統計は十分である」という誤った理解があるのではないかとの危惧、そういった認識では、国際的動向や認識から日本の統計が遅れをとる危惧、を感じるので特にふれておかなければならない。【男女共同参画2000年プラン】を見ても、ジェンダー統計に関しては、行動綱領での要請を日本にそくして定式化しているようにみえない。それでは、ジェンダー統計に関して何が求められるのか。

#### (1) ジェンダー統計の充実度合いを評価する基準

以下、日本のジェンダー統計の充実度を評価する基準を示そう。

まず、第一に、日本のジェンダー統計が十分であるかどうかは、ひとつには先進国との比較の中で語られるであろうが、日本の統計が一般に豊かであるとするなら、それにふさわしく世界的にも先進的なところまで進んでいくべきである。

第二に、国際的比較もさることながら、日本のジェンダー問題の特殊な在り方、その深刻さに対応しているものでなければならない。ジェンダー統計は、すでにふれたように社会のジェンダー問題をとりあげるものでなければならぬ。先に「行動綱領」で示した重大関心分野の問題とH

で語られている問題に対する取り組みはどうなのか。さらにそれ以外の問題においても、先進国の中では特に際だって大きな日本の性差別や格差を明示し、その基礎にある原因をも示す統計が求められる。日本の意思決定（閣僚、両議会の構成、地方の首長、議会構成、企業や諸団体の役員や執行部）における格差の大きさは、とうてい先進国とはいえない。労働・雇用の場では、雇用機会均等法にもかかわらず、採用・昇進昇格、賃金等での差別・格差は大きい。さらに無償労働での性別格差も大きい。セクシュアルハラスメントはどうか。夕刊紙、児童誌、マンガ、テレビなど国中に氾濫する性の商品化現象はどうか。これらの点に統計は光を十分にあてているか、が問われる。

第三に、そのうえで、各種政府統計における個別の統計調査・報告書での性区分はどうか。各分野あるいは全分野のジェンダー統計集は用意されているか。これも「行動綱領」で求められていた。報告書や統計集において国際比較があるかも問われる。ここで、性区分と利用者本位がどれだけ徹底しているかについては、以下のレベルがあるだろう。

- (I) 調査票が性区分を持たない。
- (II) 調査票が性区分を持つが、統計原（詳細）表は性区分を持たない。
- (III) 調査票が性区分を持ち、統計原（詳細）表が
  - (A) 総計と男性の区分のみを持ち、女性の数値を得るためにには利用者が引き算をしなければならない。
  - (B) 総計と性別数値、あるいは性別数値のみを持つ。
  - (C) (B)に加えて、性別の比率、性比等を持つ。
- (IV) 調査票と統計原（詳細）表とが性区分を持つが、統計報告書の摘要表（要約表）に、(D)性区分がない。
- (E) 性区分がある。
- (V) 以上に加えて、国際比較表がある場合とない場合がある。
- (VI) 利用者に便利的なインターネット上の統計原表あるいは要約表に性区分がある。

以上、(I)にはじまって(VI)が、(III),(IV)では(A)から(E)へと先のレベルほど望ましい。

これらのレベルは単に形式的な区分ではなく、後にふれる国立婦人教育会館の「女性と家族の統計データベース」構築に向けて既存の政府統計を吟味する作業の中で、私自身が統計の利用や編集を難しくしたり易しくしたレベルとして実感したものである。

- (VII)しかし、統計原表あるいは要約表において性別区分があれば済むのではない。女性と男性が、それぞれ

年齢、世帯構成、労働（有償、無償）にどう関与しているか、が同時に統計原表あるいは要約表に示されてはじめて、両性の状況、それをもたらしている基礎的原因のより深い分析につながる。

各分野の政府統計がこれらのうちのより望ましい区分を提供しているのに照応して、ジェンダー統計集の編集が容易になる。

第四に、ジェンダー統計は、女性と男性の生活全分野の把握を求めている。したがって、人口、世帯、労働等個別分野のジェンダー統計集、そして全分野のジェンダー統計集が、責任ある統計機関によって編集されているかが問われる。この全分野統計集としては、非専門的な広い統計利用者に向けられたハンドブック的な簡易統計集と、より網羅的で詳細な専門的利用にも使える統計集とが必要とされよう。

第五に、以上は、統計と性区分の有無や付帯する属性の豊富さに関するが、さらに、(i)それぞれの統計が真実性を持つ、(ii)原統計のみではなく、統計グラフや図あるいはより適切な統計指標で簡潔かつ理解しやすい形で表現されている、ことが求められる。

## (2) 日本におけるジェンダー統計の状況

これらの評価基準からは、日本が統計先進国であっても、ジェンダー統計が十分であるとは単純にはいえないことがわかる。

日本でのジェンダー統計の経過や充足度合いについては、既にとりあげたし[伊藤、1996]、後述の婦人教育会館の報告書にもあるので、以下では簡単な指摘にとどめる。

統計による女性と男性の差別や格差の分析は、女性労働問題の研究をふくめて過去長くにわたってある。それらは政府や研究機関の特定調査に基づいてきた。しかし、ジェンダー統計の視角を意識して、政府統計を検討する作業はごく最近のものである。

(I) まず、日本全体についての統計データを経常的に与えてくれる日本の政府統計をみる。

第一に、データの欠落や弱さに関して、そもそも女性に対するあらゆる形の暴力—家庭内暴力やセクシュアルハラスメント、経済活動に関わる意思決定レベルへの参加、メディア、環境、女児への暴力と権利侵害、無報酬労働、資源へのアクセスに関しては大きく欠落している。第二に、既存の各分野についても欠落や弱さが、多かれ少なかれ見られる。日本人の海外移住・居住、在日外国人の多面的把握、シングルマザー、女性世帯主、求人・就職の際の差別、昇進・昇格差、単身女性（高齢者をふくむ）への入居差別、資産所有、地方をふくめての意思決定の場での女性の状況、などである。

第三に、性区分および他の属性との多重クロスに関して

みると、人口・世帯・結婚・離婚・労働力・就業、教育、健康・医療、安全・犯罪関係には、比較的性区分がある。しかし、出産と就業状況、結婚・離婚と就業状況・収入、労働力・就業と世帯・家族関係、学生・生徒と世帯・家族、健康と就業・労働条件など相互関係の把握が不足している。

他方、労働条件に関わっては、労働費用、労働時間制度、労働災害、職業訓練、福利制度では性区分がわずかであり、女性雇用にとって重要な「女子雇用管理基本調査」も労働者属性に関してはまだ簡単にすぎる。またパート労働者の多面的把握も難しい。家計・住宅・住環境に関しては、性区分が弱い。福祉・社会保障関係も弱さを持つ。

これら個別統計にも、家計調査、全国消費実態調査や生活時間に関わる社会生活基本調査など、統計利用者との意見交換を経てかなり改善してきたものもある。

(II) 日本には各分野の統計集（「要覧」をふくめて）と全分野の統計集（「日本の統計」と「日本統計年鑑」）がある。統計利用者にとってより便利なこれら統計集で、ジェンダー統計が十分に得られることが望まれるが、いずれも(I)でみた弱さを反映している。この中で、厚生省人口問題研究所の『人口の動向：日本と世界一人口統計資料集』は、国際比較表がかなり収録されており、ジェンダー分析視角からもかなり使いやすい。

(III) ジェンダー統計集に該当するものについてみれば、継続しているものとして、政府関係では、労働省婦人局「働く女性の実情」、国立婦人教育会館「統計に見る女性の現状」、必ずしも統計書とはいえないが、総理府男女共同参画室「男女共同参画の現状と施策」（旧「女性の現状と施策」）、民間では婦人団体連合会「婦人白書」がある。うち、「働く女性」は有償労働に限られているし、有償労働に関する性別格差や差別への切り込みは弱い。「現状と施策」は、意思決定分野の統計を中心に簡単に収録しているにとどまる。「統計に見る」は2年毎の出版である。この書は、婦人教育・家庭教育の参考のためとされていて、これに傾斜しているが、改訂・補充の中で、全分野にわたるジェンダー統計集の簡易統計版に近い形になっている。しかし、収録統計や国際比較の欠如その他での弱さを持つ。

民間では、「婦人白書」は、統計書ではないが一定の統計を掲載している。継続的ではないが、井上輝子・江原由美子「女性のデータブック」（第1版：1991年、第2版：1995年）と、フォーラム女性の生活と展望「男女共生への指標図表でみる女の現在」（1994年）は、統計利用者側から政府資料等をとりあげた文献として注目される。

(IV) 主要な政府統計関連機関は「労働統計調査月報」（労働省）、「統計」（日本統計協会）など記事や論文を掲載する雑誌を発行している。この中には、ジェンダー統計の分析にかかわるものがある。しかしながら活発ではない。

「統計」は、1997年末から女性担当官による簡単な連載をはじめている。一層の発展と深まりを期待したい。

(V) 分析・加工書としては、最近のものとして、労働省が関わる「女性の地位指標」と経済企画庁「無償労働の貨幣評価について」がある。いずれも、原統計の整備状況を問うものではなくて、既存の統計を前提して、加工分析に向けられたものである。女性の状況をめぐって各種指標が考案され、またより深い把握のために多様な統計利用が提起されることは歓迎されるべきことである。本稿ではそれぞれに立ち入らないが、前者について言えば、その方法論が問われるだろう。いったいに、一部において経済企画庁の「豊かさ指標」など、異なる分野の指標を選択して、ウェイトづけをし、総合指数にして順位づけするという手法が流行しているように見える。労働省の場合には向上度を時系列としても指標化している。偏差値時系列方式ともいえる。ここでの問題点は、女性の地位向上のための現状や差別・格差の根元の把握、政策立案、施策の効果把握と具体的にどうつながるのか、である。「現状と施策」他、日本の多くの関連書がいっせいに引用している国連開発計画のジェンダー開発指数(GDI)・ジェンダーエンパワーメント指数(GEM)にも関わって疑義を提出しておきたい。政治的意図決定の中枢である閣僚23名中に女性が0とか1名、衆議院で5%にも達せず、経済機関については論じるに値するデータさえ無い状況の国について、116カ国中27位だと位置が与えられること自体に疑問があるのである。

無償労働の評価に関しては、行動綱領でも重点的課題とされており、国際的にも各種の試算が行われつつある。今後の検討のための第一歩となろう。報告書も記しているが、大きな性別格差の下にある女性の低い賃金額で女性の家事等の無償労働を、高い男性賃金で男性の無償労働をそれぞれ評価すれば、女性の無償労働は低い額にならざるを得ないという方法論上の問題をふくんだままである。

### (3) 国立婦人教育会館「女性及び家族に関する統計データベース」と報告書

これは、日本の既存の政府統計に基づいて全分野にわたるジェンダー統計のデータベースをパソコン通信（婦人教育会館のWINET）のために5年間をかけて作成された。私が座長をつとめた懇談会の委員は大学の研究者であり、統計生産者=政府統計家はふくまれていなかった。館側の歴代の担当者の努力も大きかった。

作業は、各分野のジェンダー問題とそれに対応する統計・指標を理論的にえがき、これに対応する統計を既存の政府統計から探し出す、という形で進められた。したがって、政府統計の空白や不十分点が指摘され、今後の改善への要請が提出されることになる。その概要が報告書にまと

められた[国立婦人教育会館,1997]。

用意された統計表について見れば、懇談会では、当初、日本の水準から専門家の必要にも応える詳細表と非専門家に応える簡易表の両方を用意しようとした。しかし、パソコン通信の画面表示からの制約が予想以上に強く、スクロールが不可能として詳細表はきざまれしまい、他方で簡易表に関しては、図やグラフを添えることができなかつた。またこのパソコン通信のネットワークは婦人教育関係以外には十分には知られていないし、インターネットと比べるとアクセスや画面操作にかなりのわずらわしさがある。

とはいっても、報告書は、女性と男性のほぼ生活の全分野に関する、現存の政府統計をジェンダー視角に重きをおいて、統計利用者の側から総点検した包括的なものである。またパソコン通信上の統計表は、既存統計の政府統計のうちの最良のものの600枚以上を収集しており（国際比較表も原稿としては提出され、報告書ではふれられているが、パソコン通信に向けては未だ収録されていない）、日本における包括的ジェンダー統計集になっている。

このデータベースの構築作業を日本の政府機関におけるジェンダー統計への取り組みに数え込めば、既存の政府統計で獲得できるものと、問題点の検討が統計利用者主導で試みられたことになる。

このデータベースは、今後、国際比較表の掲載、アクセスが容易なインターネットへの転換とデータの更新が望まれる。また、この作業は生産者ぬきで行われたため、既存の政府統計の利用可能性を十分に汲みつくしているかも検討されるべきだろう。この点をふくめて、政府統計生産者の側が、この作業による問題提起を受け止めて、ジェンダー統計を各領域で発展させる課題に取り組まれることを望みたい。

#### 4 ジェンダー統計の発展にとっての問題と克服の方向

##### (1) ジェンダー統計が不十分な理由

第一に、一般的背景としてジェンダー統計への注目の不足がある。まず、政府統計機関におけるジェンダー統計への関心の低さがある。ここには、社会におけるジェンダー問題への関心の低さを背景にして、女性の平等に責任を持つ政府内機関の力の弱さがある。日本には「行動綱領」を具体化・推進する政府機関があり、NGOとも連携して活動を行っており、特にNGOによる下支えによって、一定の変化もあるが、政府機関自体のイニシアティブは弱い。企業社会である日本においては、政府の政策は経済団体・経営者団体の強い影響下にあり、企業は両性の平等に消極的だからである。ジェンダー統計について見れば、国際的教訓は、政府統計家のイニシアティブを重視している。しかし、日本のように政府や統計機関のイニシアティブが弱

いケースもある。国立婦人教育会館も政府機関ではあるが統計機関ではない。政府統計家の中にも理解と関心を持つ者が始めているが、なお強い動きになっているようにはみえない。ここでは、縦割り行政、分散型統計組織、女性統計家の少なさ、等がマイナスの影響を与えていている。他方で、ジェンダー問題に関心をおく者、女性運動の側での統計への注目の弱さもある。

第二に、政府統計機関が関心を持っても、性区分をもつ統計の生産は難しいとみてこれに取り組まないといった事態がある。幾つかのケースをあげてみる。

- a. 現実において個人あるいは性の区分があいまいなケース。世帯内では、両性のパートナーシップによる共同の意思決定や共同の行動もある。消費行動や所得、財産の管理等の意思決定、食事、家具・装飾・家財については、分離が難しい場合がある。資産保有に関しては、結婚の際の慣習に基づく双方の持ち込みもある。名義の調査は可能だが、多くの場合に夫名義が多く、実質的に誰が使用し処分できるのかは不明である。
- b. 調査対象者を捕捉することの困難。ジェンダー問題である女性への信用供与や住宅ローン獲得の困難の実態、特に高齢者や単身女性の入居差別の把握に関して、対象集団の規定とともに、具体的に調査対象を選出し、調査にあたるには一定の難しさがある。
- c. 調査内容がプライバシー等にふれる微妙なものであることから来る困難がある。女性の生殖能力そしてとりわけ男性の生殖能力、妊娠中絶、避妊手段、避妊手術、離婚理由、家庭内暴力－夫による妻への、親の児童への、子の親への、家族による老人虐待－、世帯内の財産の個人別持ち分、などは、被調査者が明らかにしたくない問題である。精神的抑圧等についてはさらに難しいかもしれない。個人的事項や家庭内の事項については「恥」として外部に明らかにしようしない日本的特性がここで働く。
- d. 概念・定義は明確なのだが、被調査者がその問題に関して、データを持たない場合がある。世帯や個人は通常には生活に関わって、数的記録を持たないので、調査対象になったときにはじめて、数的記録を調査票上で作成する。他方で企業・事業所や機関は一般に多くの数量的記録を持っており、営業上の秘密に強くかかるか、あるいは記入負担が過大である場合を除いて、それらの数的資料を調査票に転記することを通じて統計生産に協力する。しかし、企業の保有する数的資料が性別記録を持っていない場合がある。労働費用や労働災害についてである。この場合、企業等は内部資料を新たに補強しなければならず、このような調査への協力には消極的になりがちである。

第三に、以上に加えて、統計調査を行うことが、以前より困難になってきているという問題がある。都市型生活の拡大による調査対象の不在、プライバシー意識の拡大、調査への協力の際の負担感の増大などによる調査非協力や拒絶の拡大によって、政府統計調査自体の遂行が困難になってきているのである。

第四に、資金的・人的資源の制約がある。既存の個別調査の修正・拡充さらには、諸調査の統合、新調査の設計に関しては、企画からフィールドを経ての最終的な産出にいたる過程、特に、統計書における性別集計や多重クロス集計表示のための資源制約（資金や人的）がある。とはいえ、統計が比較的豊富な日本においては、調査に多額の費用を新たに投入しなくとも、部分的修正・拡充でかなり充実させることが可能に思える。もちろん、無報酬労働の評価や暴力の問題等新たな領域での立ち入った研究等が必要ではあろうが。ジェンダー統計に敏感な人員の育成にも資源を要するかもしれない。しかし、これらすべてはさして多額ではなく、これらを生産することによって政府統計への国民的な関心や支持を獲得するメリットを考慮すれば些細といえよう。資源制約下にある統計機関がジェンダー統計の発展にどれだけのプライオリティーを置くかが問題なのである。

## (2) 問題克服の基本方向

性区分を持つ統計の生産をふくめて、困難の克服に向けての基本方向を論じよう。

第一に、最も根本にあり、常にとりくまなければならぬ課題は、ジェンダー統計への関心を、統計家、統計利用者（専門的利用者と非専門的利用者）、政府職員の間で拡大することである。ここでの統計教育そしてさらにその基礎にある統計理論の検討は繰り返し必要である。このことは、統計活動への国民からの支持の回復にもつながる。ジェンダー問題に関心ある人々の側でも統計への関心を高め、統計を利用し、政府統計機関に対して要求すること、ジェンダー統計の国際運動が重視する統計生産者と利用者の対話の必要にも対応して、統計の生産者と利用者の双方が対話や協力につとめることが必要である。そしてジェンダー統計に理解を持つ者からのジェンダー統計の重要性の強調が必要である。

第二に、性区分を持つ統計を獲得するための基本方向についてふれよう。

(i) 関連既存調査の拡充一調査票への性区分の設定と統計表での性別表示の充実。先に性区分について幾つかのレベルを示した。個人調査が行われているのであれば、性区分を添え、性区分のある調査なら、性区分を持った統計表を作成することが望まれる。これらはそれほど困難でないはずである。調査対象者や行政記録が性

別データを持たない場合でも、統計生産者が統計利用者と共同して、調査対象企業や事業所にそれを求めること、あるいはこのことを通じて、企業その他がジェンダー問題への関心を深めることは大いに推奨されるべきであろう。

(ii) 新規調査の企画・実施。関連調査が無い場合は、新たな調査を企画・実施する必要が生じよう。予算等資源制約の下にある現在、一般に、新たな調査を開始することは非常にきびしいだろう。しかし、ジェンダー問題の深刻度やデータの空白状況によっては、新調査への着手に挑戦することが望まれる。

(iii)先に示したとおり、空白部分の幾つかの問題は、調査対象者のプライバシーの領域に重なる。しかし、これら問題を関係者が調査者に対して明らかにするかどうかのある部分は、ジェンダー問題の深刻さについての認識の度合いに左右される。被害や差別等を社会的にアピールし、統計などによって目に見える形にするなかで、対策や解決がはかられることになる。これにふみだす社会的環境を作り出すことが同時に必要であろう。

(iv)深い分析に路を開く詳細調査の要求に対しては、省庁内あるいは省庁を越えての統計調査の統合ということもありうる。

(v)既存調査結果の活用（調査票に性区分がある場合）。統計調査票に性区分があって集計が不十分な場合については、a. 統計報告書に掲載・配布できないときには、統計機関の手元での集計を拡大する、b. 特殊な集計要求に対応して無料あるいは有料で集計する、c. 統計機関側によるミクロデータの提示によって集計を利用者側にゆだねる、d. 既存各種調査の組み合わせ利用あるいは推定のテクニックの開発、といったことが考えうる。

ここでミクロデータの提供とは、個別調査票のセットを被調査者個体の識別が困難な形にした上で提供することである。調査票のこういった提供は、調査上の秘密保護の点で日本の現在の統計法規では禁じられてきた。しかし、多くの先進国ではミクロデータの利用は進んでいる。秘密保持・プライバシー保護と国民的な了解をうることを前提したうえで、ミクロデータの利用は今後検討に値すると私は考えている。

第三に、ジェンダー統計データを政府と民間との調査研究協力からうこと、さらには民間の研究的調査に依存すること、があろう。センシティブなジェンダー問題に関する統計の生産は、政府単独では難しい場合もありうるからである。

第四に、組織的問題とコンピュータ技術の活用等がある。

一国の統計を各省庁が分散して生産しており（分散型）、全体を調整する統計局の統計基準部が大きな力を持たない。現在の日本の統計機関の体制下では、ジェンダー統計に関して核になる機関の設置は簡単ではない。これに対して、統計省とか統計庁が一国の統計生産を一手に引き受けている（集中型）場合には、統計省がジェンダー統計の重要性を認識すれば、ジェンダー統計係を設置して、ジェンダー視角は統計の生産全体に及ぶ。ジェンダー統計集の編集・出版も容易である。統計利用者へのサービスの点からみて、集中型の利点は否めない。

しかし、日本の場合には、歴史的経緯もあって分散型で推移してきた。ここで、この分散型体制が変わりうるかという問題があり、体制が変わらない場合には情報技術・コンピュータ・ネットワークの活用によって、分散型のデメリットを克服する方向が探られよう。

また、「行動綱領」にもうたわれているようにジェンダー統計推進のための核を統計機関に設置すること、分散型の場合には更に各省に係が設置されるべきこと、そして統計生産や集計・配布の企画を担う部署に女性統計職員が多数配置されることが必要である。

第五に、アジア・太平洋地域さらには国際的なジェンダー統計の発展に日本がどう貢献するかも重要である。アジア・太平洋地域の統計一般の発展に関しては、技術援助や資金援助の点で日本の寄与は少なくない。資金援助は、ジェンダー統計の充実にもあてられている。しかし、ジェンダー統計の内容での貢献はどうか。ジェンダー統計は開発途上国で一段と重い問題である点で、日本の統計関係者の取り組みが問われることになろう。

最後に再度繰り返すが、ジェンダー統計への取り組みの強化を通じて、国民の統計要求に応え、統計への支持・協力を広げる可能性に大きく強く注目すべきである。

（法政大学 教授）

## 文献

- INSTRAW, The Board of Trustees 1997 Report on its seventeenth session, E/1997/53
- ESCAP (Economic and Social Commission for Asia and the Pacific) 1994 Women in Asia and the Pacific 1985-1993, United Nations
- ESCAP Committee on Statistics 1996 Issues Relating to the Development of Statistics, Including Those in Support of Themes of the Commission: Gender Statistics
- B.Hedman, F.Perucci & P.Sundstrom 1996 Engendering Statistics: A Tool for Change, Statistics Sweden (私は、優れた統計学のテキストであるとも考えて日本語版の発行を準備中である)。

International Statistical Institute 1993 Bulletin of the International Statistical Institute 49th Session, Book 3, pp.291-303, [伊藤,1994]第4部に翻訳がある。

International Statistical Institute 1997 Bulletin of the International Statistical Institute, 51th Session, Book 1, pp.487-500

伊藤陽一編著 1994 「女性と統計—ジェンダー統計論序説」 桦出版社 pp.2-11

伊藤陽一 1995 「ジェンダー統計—その特徴と可能性—」「婦人教育情報」 No.31 pp.2-11

伊藤陽一 1996 「日本におけるジェンダー統計」「統計」4月号 pp.7-11

国立婦人教育会館 1997 「女性及び家族に関する統計データベース研究開発報告書」

日本統計研究所 1997 「インストローとジェンダー統計」「統計研究参考資料」 No.52

杉橋やよい訳1996 「国連(1995)：世界規模のジェンダー統計に関するワークショップ—現在行われている作業と次のステップ」「統計研究参考資料」 No.49.世界女性会議のNGOのワークショップのまとめである。

United Nations 1995a Report on Fourth World Conference on Women (インターネットによる) 行動綱領に関しては、政府仮訳とNGO訳がある。引用は筆者の訳である。

United Nations 1995b The World's Women 1995-Trends and Statistics No.E.95 XVII.2 (邦訳 日本統計協会 1995 「世界の女性 1995- その実態と統計」)

United Nations Development Programme 1995 Human Development Report 1995 Oxford Univ.Press (邦訳 国際協力出版界訳「ジェンダーと人間開発」古今書店)

United Nations, ECOSOC 1997 Mainstreaming the gender perspective into all policies and programmes in the United Nations system. Report of the Secretary-General, E/1997/66

渡辺秀一 1996a 「国連の国際統計企画調整ワーキンググループ第18回会合報告」「統計情報」6月号:pp.4-15

渡辺秀一 1996b 「第10回ESCAP統計委員会報告」「統計情報」12月号:pp.4-17

渡辺秀一 1997 「第29回国連統計委員会報告」「統計情報」3月号:pp.4-10